

ヘルツに関する資料若干

小関 恒雄

ヘルツ (Erwin von Baelz, 1849~1913) については生涯を通じては研究しつくされた感があるが、この度また活字化をされてから (なおみわれさ) 資料を若干見出した。いずれも新発見というべきであらうが、『ヘルツの日記』(菅沼善太郎訳、岩波文庫版。以下『日記』と略記)の補強資料といふべき。大方の御参考を乞ひて以下紹介する。

H・フュンデン、安井広岡博士および、早稲田大学、国学院大学函書館の御教示御好意に深謝す。

(一) ヘルツよりドイツ外務省への書簡^(一)

Leipzig, den 13. März 1876

An das Kaiserl. Auswärtige Amt des Deutschen Reiches in Berlin.

Einem hohen Kaiserl. Auswärtigen Amte gestattet sich der ehrfurchtsvoll Unterzeichnete auf Veranlassung eines ihm vom Königl. Sächsischen Ministerium des Cultus und öffentlichen Unterrichts sub 10. März 1876 zugegangenen

Schreibens Folgendes zu unterbreiten. Laut genanntem Schreiben hat das Kaiserl. Auswärtige Amt die Gnade gehabt, den ehrfurchtsvollst Unterzeichneten den hohen Kaiserl. Behörden zu Rom, Peking und Yedo zu empfehlen und wünscht jetzt, behufs weitere Empfehlung an die Kaiserl. Konsulin die genauere Reiseroute desselben zu erläutern. Diese ist folgende: den 11 April Abfahrt von Neapel nach Alexandrien und Kairo, den 17. April Abreise von Suez den 22. Ankunft in Aden, den 1. Mai in Point de Galle (Ceylon), den 7. Mai in Singapore, den 11. in Saigon, den 16. in Hongkong, den 24. Mai endlich Landung in Yokohama.

Der Aufenthalt an den angeführten Orten von Suez ab beträgt nur ja einen Tag und würde der ehrfurchtsvoll Unterzeichnete daher Gebrauch von Empfehlungen daselbst nur eventuell machen können.

Gehorsamst

Dr. Erwin Bälz,

bisher Assistent an der medic. Klinik zu Leipzig, künftl. Lehrer an der Kaiserl. Japanischen Medichinschule zu Yedo.

(一) 大隈重信を往診

(二) 受領証 (二枚)

TOKIO, 11. Juli 1877 / Received from Mr. [?]

family / The Sum of Yen 75 / Dr. Baetz

TOKIO, April 19th 1881 / Received from Hr. Mr Okuma

/ The Sum of ¥ 30 / for medic treatment / Baetz

(一) 快氣通知への返書⁽³⁾

拝呈

御鳳堂倍々御清適奉遙賀候

昨日ハ御使者ヲ以テ閣下之御病氣御全快ノ吉報ヲ得余モ安堵仕

欣喜此事ニ御座候其節ハ過分之御目錄ヲ賜難有受納仕候先ハ御

全快ヲ祝シ且ツ御札送書外ハ在面識

敬具

明治二十二年十二月廿七日

ドクトルヘルツ

伯爵大隈重信殿

閣下

(二) 往診謝礼への礼状⁽⁴⁾

PROF. BAELZ.

12 KAGA YASHI, TOKIO

Febr. 20th 1895

Count Okuma

Dear Sir

I beg to acknowledge with sincerest thanks the receipt of the beautiful present, which you have sent me to day, together with Yen 20, for my visit on December 31th,

Believe me, Sir

Yours respectfully

E Baetz.

(三) 「大学教授ベルツ氏教育ニ関スル意見」⁽⁵⁾

教育ニ関スル意見 大学教授「エ、ベルツ」

教育ノ目的ヲ別テ左ノ二トス

(第一) 徳性ノ養成 詳言スレハ生活及ヒ行為ノ方法ヲ訓育シテ人類相互ノ交際上即チ家族の、社会的、政治的及ヒ宗教的ノ關係上其ノ当サニ然ルヲ要スルカ如クナスヘキ所ノ徳育

(第二) 日常ノ生活上ニ必要若シクハ有益ナル一定ノ知識及ヒ働作ノ学習即チ実用教育。(又ハ有用教育ト称ス)

日本ニ於テハ往昔王政維新ニ至ルマテハ教育上殆ント唯タ徳育ニノミ注意シタリシト雖モ近世即チ明治ノ初年以降恰モ其ノ反対ヲ現ハン来リ且ツ西洋開化ノ宏大ナル技術的及ヒ外面的ノ幫助物ニ熱衷シ畜ニ日本国古来ノ文明ノ全基礎ヲ放擲シタルノミナラス実ニ之ヲ蔑視スルニ至レリ

曩昔ニ在テハ各個人ノ社会上及ヒ政治上ノ地位ハ確然一定シ各人其ノ地位ニ隸屬シ幼時ヨリ嚴格セラレタル孔夫子ノ五義務(五倫)ニ関スル教ハ種々ノ關係上善良ナル結果ヲ得鞏固ナル社会的ノ秩序ヲ維持シ且ツ確乎タル規律ヲ担保スルコトニ与リテ力アリシ。而シテ勢力ノ全体ハ国家ニ在テハ一ツニ政府ニ帰シ家族ニ在ツテハ一ツニ長者ニ帰シ幼童ハ其ノ師ニ對シ極メテ從順ナリシ

數百年間右ノ如キ状態永続シ全国之レヲ唯一ノ緊要ナル組織ナリト是認シ来リタルノ後ニ際リ個人主義ヲ以テ基礎トセル歐洲ノ思想ハ(家族ニ関スル儒教主義ニ反對シテ)突然熾ニ国内ニ入り来タリ斯ル外国ノ風俗ハ細心注意シテ之レヲ検査シ先ツ其ノ事情ニ適當スルモノヨリシテ漸次ニ之ヲ日本国ニ採用スルコトヲ為サス始メヨリシテ偏ニ新組織ヲ輸入シ其ノ儘之レヲ日本国ニ施行セント欲シタリ

凡ソ万国ノ社会上及ヒ政治上ノ制度ニ関スル歴史ヲ緝閱シタル者ハ誰カ右ノ如キ状態ヲ見テ危懼ノ念ヲ懷カサラン是ノ故ニ歐洲人ハ主トシテ此ノ急進ヲ非難シタリ然レトモ此ノ广大ナル試験一タヒ日本国ニ行ハレテヨリ何者モ之レヲシテ停止セシムルコト能ハサリキ

往昔貴重セラレタル者ハ其ノ何タルヲ問ハス今ヤ総テ忘却セラレ或ハ全ク輕侮セラレ人皆英國史、米國史、仏國史ノミナラス又羅馬史、希臘史ヲ研究スルモ日本歴史ニ至リテハ全ク之レヲ顧ミル者ナキニ至レリ

外国語ト其ノ學術トヲ習ヒタル少年ハ自カラ老人ニ優レリト思考シ子弟ハ自カラ父兄ヨリ賢ナリトシ西洋学校ノ生徒ハ自カラ其ノ旧教師ヨリ智ナリトセリ。之レヲ要スルニ曩時嘆賞セラレタルモノハ今ヤ皆蔑視セラレ往昔西洋野蠻ノ特質トシテ擯斥セラレタルモノ今ヤ反テ嘆賞シテ之レヲ模倣シ祖先ノ信仰セル宗教ヲ冷笑シ曾テ信者ノ充滿セル堂宇モ今ヤ殆ント頽壞セントスルニ至レリ日本国ノ地震ハ汎ク世界ノ人口ニ知ラル、所ナリ而シテ岐阜県ニ於ル地震ノ如キ劇烈ナル地質ノ震動ト雖モ之ヲ日本人民カ最近

三十年間ニ実行シタリシ所ノ非常ナル道德上及ヒ社会上ノ劇動ニ比スレハ全ク兒戲ニ均シ最モ最初ノ間ハ百事ノ經過宜クシテ大ニ望ヲ將來ニ属シ未タ其ノ結果ノ如何ヲ知ラサリシカ其ノ後チ漸ク西洋技術ノ學問ハ遽カニ採用施行スルコトヲ得ヘキモ文明開化ノ主要ナルモノハ容易ニ學ヒ得ヘカラザルコトヲ看破シ汽車、汽船、電信等ノ如キハ皆數千年間ノ艱難辛苦ヲ經テ發達シタル文明開化ノ最後ノ効果タルニ過キササルコトヲ知了シタリ。然レトモ日本国ニ於テ此事ヲ知覺シタル時ハ疑懼ノ念ヲ生シ一大改良ヲ企ル毎ニ大困難ヲ来シ歧路ニ迷ヒ新事物ニ傾向スヘキヤ寧ロ旧典章ニ遵拠スヘキヤヲ知ラサルニ至レリ。

抑々思想及ヒ行為ニ関スル斯カル動搖ハ一般世上ニ貴重セラレタル日本国旧徳性ノ鞏固ヲ毀傷シタルコト頗ル多シトス斯ク徳性ノ鞏固ナラサルコト及ヒ思想ノ確定セサルコトハ又今日ノ生徒タル少年ニ就テ見ル所ノ不規律ノ原因ナリ余カ本論ヲ為スニ至リタル所以モ亦タ此ニ在リトス

兒童ニシテ成年者ニ命令シ若クハ其ノ教師ニ對シ授業法ノ如何ヲ陳請セント試ムルカ如キコトアルヲ見ルハ実ニ歎スヘキノ狀況ニシテ固トヨリ有り得ヘカラサルノ事ナリ然ルニ近時日本国ニ於テハ斯ノ如キコトヲ試ミ往々之ヲ遂ルコトアリ是レ痛ク禁止セサルヘカラス

少年ハ其ノ命令ヲ發シ得ルニ至ル以前先ツ長老ニ服従スルコトヲ學ハサル可カラス。少年ハ必ス嚴格ト規律トニ慣ラサシメサル可カラス。教育官衙最大任務ノ一ハ蓋シ此ニ在リ。能ク此ノ任務ヲ完クスレハ現政府ハ日本ノ為メニ永ク偉勲ヲ垂ル、モノト謂フヘ

シ何ントナレハ現今ノ少年ノ不從順及ヒ傲慢ヲシテ愈々増長セシメタランニハ終ニハ国土ヲ危クスル如キ民族ヲ生セシム可ケレハナリ

然ラハ如何ニシテ改良ヲ為スヘキヤ請フ之ヲ左ニ陳ヘン

(第一) 生徒ノ尚ホ幼稚ナル時ヨリシテ日常之レニ教フルニ人間ノ最モ必要トスル者ハ鞏固ニシテ且ツ高尚ナル徳性ナルヲ以テシ又斯ノ如キ徳性ハ唯能ク道義ノ教ニ注意シテ之ヲ服膺スルニ因リテ得ヘキコトヲ以テセサルヘカラス而シテ道義ノ教ハ左ノ者ヲ以テ之ヲ裝飾スルヲ要ス

(第二) 生徒ニ本国歴史中ノ貴重ナル模範ヲ授ケ及ヒ之ヲシテ一般ノ歴史ヲ研究セシムルヲ要ス余ノ実験ニ依レハ多数ノ日本少年カ如何ニ歴史ニ暗キヤハ全ク意想ノ外ニ出ツルモノナリ生徒ハ新田義貞、楠正成、或ハ源義経等ニ関スル種々ノ单特ナル事件ヲ知ラサルニ非スト雖モ絶テ歴史の事実ノ原因結果ニ関スル総括的意見ヲ有スル者無ク壇ノ浦ノ戦、蒙古ノ来襲、家康ノ大阪侵奪等特ニ重要事件ノ年月ヲ問フモ生徒ハ漠然トシテ毫モ意ニ介セサルモノ、如ク判然其ノ年月ヲ答フルコト能ハス現今ノ学生ハ此レ等ノ研究ヲ以テ徒ラニ光陰ヲ消費スルモノナリト誤認シ單ニ其ノ職業ニ要スル学科ノ研究ニノミ汲々たり然レトモ日本歴史ハ頗ル高尚ナル龜鑑ト趣味アル証例ニ富ムニ非スヤ

凡ソ自國ノ歴史ニ不注意ナル國民ハ有怨スヘカラサル失錯ヲ為スモノナリ。何レノ國民ト雖モ現在及ヒ將來ニ於テ慘澹タル景況ヲ呈セシムルカ如キ危急ノ時期ニ遭逢セサルヲ保シ難シ。此ノ如キ場合ニ臨ミ善ク回天ノ氣力ヲ得ルニハ既往ヲ追想スルコト千辛万

苦百折撓マサリシ豪傑ノ事蹟ヲ見テ之レニ倣フコト及ヒ凶時ノ後ニハ吉時来ルノ理ヲ解スルコトヨリ他ニ好手段アルコトナシ是故ニ余カ切ニ希望スル所ハ凡テノ学校殊ニ高等ノ学校ニ在テハ日本歴史ヲ必須科目トシテ教授スルニ在リ然レトモ紀元ノ年数ニ依リ教授セス年号ニ依テ之ヲ為セハ有益ナル歴史ヲ研究スルニ頗ル困難ナリ

(第三) 政府ハ其ノ学校教師ノ為メニ確乎タル処分ヲ為シシテ現時往々之レアルカ如ク生徒ヲシテ圧制的ノ事ヲ行ハシメ終ニ枉テ之ニ従フカ如キコトヲ容ルルヘカラス然リト雖トモ学校ノ教師殊ニ高等ノ学校ノ教師ニハ多クハ割合ニ年少シ故ニ単ニ重キヲ己レノ學術の養成ニ置キテ己レノ徳性ノ鍛練如何ヲ顧ミルコト鮮シ是ヲ以テ教師ハ必要ナル確乎タル氣象ニ乏シク從テ必要ナル感化力ヲ生徒ニ及スコト能ハサルナリ

(第四) 抑々教師ト生徒トノ間ニ存スル直接ノ交際ハ教育上ニ於ケル最大要務ノ一ナリ。往昔日本ニ於テハ此ノ影響實ニ大ニシテ稍ヤ成長シタル生徒ハ其ノ教師ノ家ニ寄宿スルカ或ハ日々過半ハ教師ノ下ニ在リテ老成者ノ薰陶ニ因リ識ヲ知ラス其ノ徳性ヲ鍛練シタリ。然ルニ今日ノ高等学校ニ在リテハ生徒カ其ノ教師ヲ視ルコト恰モ精神的働作ヲ為ス雇使機械ノ如ク教師ニ對シテハ毫モ義務ヲ負フコト無シト信スルモノ少シトセス加之今日学生ノ多数ハ其ノ父母ノ家ニ居住セサルカ故ニ絶テ老成人ノ親切ナル感化力ニ浴スルコトナシ

余カ特ニ帝國大学ニ對シテ希望スル所ハ左ノ如シ
学生ヲシテ偏倚ナル職業ニ要スル専門学科ト相反スル普通学科殊

ニ本国ノ歴史及ヒ地理ノ緊要ナルコトヲ知ラシムルコト

日本歴史ノ緊要ナル諸篇ヲ講義シ或ハ短期ノ日本歴史課ヲ設ケ総テノ学生ヲシテ聴聞スルヲ得セシムルコト

学生ヲシテ厳格ナル規律ノ緊要且ツ必要ナルコトヲ知ラシムルコト(殊ニ学生ヲシテ歐洲ニ於テモ亦規律ヲ重シ高等中学校並ニ總テノ社会ニ於テ(政治社会モ亦然リ)皆自治的ニ規律ヲ遵奉スルコトヲ知ラシメサルヘカラス)

学生ヲシテ教師及ヒ經驗ニ富メル人士ト親密ナル交際ヲ為サシムルコト

寄宿舎ニ嚴重ナル秩序ヲ設クルコト

舎監ニシテ能ク其ノ位地ノ何タルヲ解スル人ナレハ良効ヲ奏スルコト必セリ舎監ハ剛毅ナル氣質ヲ有シ自然ニ学生ノ尊敬ヲ受クルカ如キ年長者ニシテ他ノ事務ヲ兼ネサルヲ要ス何トナレハ多数ノ生徒ヲ指導スルニハ全力ヲ尽シテ之ニ当ラサル可ラサルヲ以テナリ。此ノ任ニ最モ適當ナルハ蓋シ其ノ従前ノ職掌上ヨリシテ規律ト秩序トニ慣レタル親切ニシテ且ツ威力アル老武官ナルヘシ又舎監ハ終日其ノ詰所ニノミ安座シテ諸事ヲ指揮スルヲ許サス必ス自身ニ百事ヲ視察シ毎週少ナクモ一回舎室、食堂、庖厨、厠等寄宿舎全体ヲ巡視シ苟モ不規律ナルモノアルヲ発見スレハ直チニ命シテ之ヲ改メシムヘシ。舎監ハ予メ何時其ノ室ヲ巡視スヘキ旨ヲ學生ニ通知シ置キ學生ハ謹テ之ヲ待受ク可シ舎監ハ即チ室内ノ清潔ナルヤ否、寢床ノ秩然タルヤ否、学生ノ形容、衣服ノ清潔ナルヤ否ヤヲ視察スルヲ要ス若シ破綻シタル衣服、掃除セサル靴履等ヲ穿ツモノアルヲ発見スルトキハ之ヲ不問ニ附スヘカラス。蓋シ寄

宿舎ハ之ヲ分テ凡ソ每六室ノ數小部ト為シ各部交番ニ一学生ヲ監視ニ任シ諸事舎監ニ報告セシムレハ便宜多カル可ナリ

擲筆ニ臨ンテ余ノ尚言ハント欲スルモノニアリ是レ外人トシテ之ヲ云フハ余ノ好マサル所ナリト雖モ本論ノ要旨ニ關係ヲ有スルヲ以テ黙止スルヲ得サルナリ

第一ハ高等學校ノ官立及ヒ私立ニ関スル問題ナリ余ノ鄙見ニ拠レハ嚴格ナル規律ハ官立學校ニアラサレハ之ヲ実行スルコト能ハス私立學校ハ多数ノ生徒ヲ得シカ為ニ之ニ可及的多クノ自由ヲ与ヘ又生徒ヲ失ハンコトヲ恐レテ其ノ教授ニ関スル要求ニ応スルモノ寡ナカラス是故ニ余ハ高等ノ官立學校ヲ廢止セントスルノ議ヲ以テ危險ナリト為スモノナリ

第二ニ日本ノ議會ハ目下ニ於ケルカ如ク現ニ天皇陛下ニ對シテノミ責任ヲ有スル政府ヲ攻撃シ其ノ請求ヲ得ヘカラサルノ權利ヲ主張スルハ日本少年全体ノ為メニ慨歎ニ堪ヘサル無規律及ヒ跳梁ノ模範ヲ示スモノナリ是レ亦余ノ默視シ能ハサル所トス以上總テ皆梗概ヲ挙ケタルニ過キス若更ニ下問セラル、所アラハ余ハ好シテ高齋ニ応スヘキナリ

註

(1) 日本への出発(一八七六年四月二日)を前に先々の在外當局への紹介依頼と旅程を記している。予定では五月二十四日横浜着となっているが、実際は六月七日である。(Dr. H. Vanden 提供。)

(2) 大隈(一八三八~一九二二)はホフマンに診てもらって

たが(小関、日本医史学雑誌、投稿中一九八三)、ベルツも診ている(『日記』たとえば一八八一・六・二一。市川善三郎、早稲田学報八六五号一九七六)。ベルツは「診療した有名人に料金を請求することはほとんどなかった。彼は医者には診察料を請求することなく患者の方で見はからって充分金や贈物を御礼にする日本の習慣に従ったのである。」とある(ショットレンダー、石橋長英・訳『エルウィンフオン・ベルツ』一九七一)。しかし(ベルツ専用のものか否か不明であるが)、印刷した(ゴシックの部分)領収伝票を使っていたくらいであるから、高額の礼金(診察料)を受取るのは日常的なことだったのであろうか。これら金額は当時は大金であった(中野重治『鷗外その側面』一九五二)。なお、(一)の Mr. の(ぎ)の単語は Ok……以下不明瞭である。(二)、(三)とも「大隈文書」所収。

- (3) 大隈(外相)は明治二十二年十月十八日、いわゆる「条約改正」急進のあまり、暗殺未遂事件に遭う。大隈は失脚し、黒田内閣は総辭職に追込まれる。ベルツも大隈の治療に当たったが(『日記』一八八九・一〇・一八、一〇・二七)、その全快通知への返書であらう。
- (4) 明治二十七年十二月三十一日の往診謝礼受領礼状である。一金二十円⁽²⁾とある。(ゴシックの部分は刷込まれてある。(5) 文部省の野紙に清書してあり、所々加筆されている。(ここでは訂正した方を採った。)日付、提出先など不明であるが、『日記』によれば、明治二十六年十一月二十七日

「朝、汽車の中で井上文相にあう。日本における現今の青年教育について自分の考えているところを、文相に説明した。文相はこれに共鳴したらしい。午後さっそく、ドイツ語を話す秘書官をよこしてきた。自分の意見を、文書で出してほしいというのだ」。また、明治二十七年三月十九日「夜、ただ一人の客として井上文相のもと。ながい談話。文相は、日本の教育に関する自分の意見をききたいというのだ。これを腹藏なく述べたところ、文相の意になかったらしかった。」云々とある。このころ(一八九三〜九四)、井上毅(梧陰)文相に提出したものであろう。「教育勸語」起草者、井上の「意になかった」のは当然であらう(「梧陰文庫」所収)。

(新潟大学医学部)